

資料2 - 1	H18.9.16
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

平成18年10月以降の訪問系サービスについて

この内容については、現時点（平成18年9月16日時点）で障害者自立支援法、厚生労働省主管課長会議資料等を基に千葉市が作成したものであり、事務取扱いについては、他市町村と若干の差異があるものと予測される。なお、国の動向により、変更があり得る。

訪問系サービスの種類、内容及び対象者

支給決定を行う障害福祉サービスの種類、内容及び対象者の要件は、以下のとおりである。

（１）居宅介護

ア サービスの内容（法第5条第2項）

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

支給決定内容：身体介護

通院介助（身体介護を伴う場合）

家事援助

通院介助（身体介護を伴わない場合）

通院等乗降介助

イ 対象者

障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

区分2以上に該当していること。

障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

(ア) 「歩行」 「3.できない」

(イ) 「移乗」 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」

(ウ) 「移動」 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」

(エ) 「排尿」 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」

(オ) 「排便」 「2.見守り等」、「3.一部介助」又は「4.全介助」

ウ 注意事項

千葉市においては、いままで外出介護の支給決定を受けている支給決定者については、外出介護で通院介助を認めてきたが、平成18年10月以降通院介助（身体介護を伴う場合）又は通院介助（身体介護を伴わない場合）で支給決定、サービスの提供を行うこととなる。

通院介助については、国通知「平成18年10月以降における通院介助の取扱いについて」参照

身体介護及び家事援助の1回当たりの標準利用可能時間数は身体介護3時間まで、家事援助1.5時間とする。ただし、千葉市が特にやむを得ない事情があると判断した場合にはこの限りでない。（受給者証に1回当たりの利用可能時間数を記載しているので厳守すること。）

見守り支援については次のとおりとする。

- a 知的障害者児、精神障害者児に対する支援においては、身体介護や家事援助を断続的に伴う「見守り」が必要になることがある。この「見守り」については、次の基準により「身体介護中心」か「家事援助中心」かで支給決定することとする。（1日1.5時間を限度）

- （a） 身体介護で支給決定する場合

知的障害者、精神障害者

認定調査項目「7 行動障害 - ヌ 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が」又は「7 行動障害 - ネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が」が「5 ほぼ毎日」の場合

知的障害児、精神障害児

勘案事項の聴き取り（5 領域10 項目）における「 行動障害及び精神症状（3）自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為」が「ある」の場合

上記要件に合致し、身体介護で算定すべきと思われる場合は各区福祉サービス課へ問い合わせること。

- （b） 家事援助で支給決定する場合

- （a）以外の場合

- b 全身性障害児に対する「見守り」の支援（重度訪問介護で支給決定する場合を除く。）については家事援助中心で支給決定する。（1日1.5時間を限度）

平成18年9月30日までに2人派遣を障害者自立支援課において認めている利用者については、支給決定時ヘルパーの2人派遣について受給者証に記載する。平成18年10月以降については、支給決定時においてヘルパーの2人派遣が必要であることについて承認した上、受給者証に記載する。

居宅介護の対象となる者であっても、共同生活援助の利用者については、共同生活住居内での必要な支援は世話人が行うこととなるため、居宅介護を利用することができない。また、共同生活介護についても、経過的居宅介護の支給決定を受けた場合以外は居宅介護や重度訪問介護等を利用することができない。

居宅介護を1日複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とし、同じサービス種類のサービスの間隔が2時間未満となった場合は原則として前後を1回として算定すること。ただし、別事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合にはこれらを通算して1回と算定せず、事業者ごとにそれぞれ1回として算定する。

なお、身体状況により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合はこの限りでない。（支給決定時のケアプラン内で明記がある場合のみ）

（２）重度訪問介護

ア サービスの内容（法第5条第3項）

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

二肢以上に麻痺等があること

障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。

平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、

障害程度区分が区分3以上で、

日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者

については、当該者の障害程度区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

100分の7.5 区分6に該当する者

100分の15 重度障害者等包括支援対象者

ウ 注意事項

重度訪問介護を1日に複数回実施した場合、1日分を通算して報酬算定する。
ただし、サービス提供が別事業者であればそれぞれ別々に算定する。

同一箇所に長時間滞在し、サービス提供を行う形態である重度訪問介護の支給決定は1日3時間以上を基本とするが、請求は3時間未満でも可能である。

重度訪問介護は移動中の介護も含めて総合的に提供する必要があるので、移動中の介護のみに特化してサービス提供することはできない。また、移動中の介護を行わないこともできない。

(3) 行動援護

ア サービスの内容(法第5条第4項)

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である者

ウ 注意事項

行動援護については、行動援護を行う事業者が少ないので、利用者からの申し出なければ地域生活支援事業での移動支援での対応となる。

(4) 重度障害者等包括支援

ア サービスの内容(法第5条第9項)

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援(通所によるものに限る。)を包括的に提供する。

イ 対象者

障害程度区分が区分6(障害児にあっては区分6に相当する心身の状態)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに

該当する者

重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者

- ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
- ・ 最重度知的障害者

障害程度区分の認定調査項目のうち 1 2 項目の調査等の合計点数が 1 5 点以上である者

ウ 注意事項

重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものである
ので、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

報酬は重度障害者等包括支援事業者に全て支払う。

他の事業者と連携してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払う。

支給決定をした単位数をそのまま支払い、実際に使ったサービスの内訳等は問わない。

事 務 連 絡

平成18年8月4日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

平成18年10月以降における通院介助の取扱いについて

障害者自立支援法の施行準備については、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年6月26日の障害保健福祉関係主管課長会議でお知らせしたとおり、障害者等の病院等への通院のための介助は、平成18年10月以降においても個別給付で実施することとしておりますが、その具体的な取扱いは別紙1～4のとおりとなりますので、管内市町村への周知方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 訪問サービス係

電 話：03-5253-1111(内線 3038)

F A X：03-3591-8914

平成 18 年 10 月以降における通院介助の取扱いについて

1 基本方針

居宅介護対象者にかかる病院等への通院のための介助は、居宅介護において実施することとする。

(参考) 障害者自立支援法関係 Q & A (障害保健福祉関係主管課長会議 (H18.6.26))

【問】現在、病院等への通院のための介助は、個別給付で実施しているところであるが、平成 18 年 10 月以降も同様の取扱いとなるのか。

【答】貴見のとおり。

なお、報酬単価については、現行の外出介護と同様、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の 2 類型を設定するほか、「乗降介助が中心である場合」の単価を設定する方向で検討中。具体的な取扱いについては、近日中にお示しする予定。

2 対象者

障害者等のうち、障害程度区分が区分 1 以上である者

3 支給決定区分等

(1) 支給決定区分

○居宅介護

・身体介護

①居宅における身体介護

②通院介助（身体介護を伴う場合）

・家事援助等

①家事援助

②通院介助（身体介護を伴わない場合）

・通院等乗降介助

(2)「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準

以下のいずれにも該当する者

○障害程度区分が区分2以上である者

○障害程度区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①「歩行」:「できない」

②「移乗」:「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

③「排尿」:「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

④「排便」:「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

⑤「移動」:「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

(3)「通院等乗降介助」と「通院介助（身体介護を伴う）」等の適用関係

①「通院等乗降介助」を算定する場合【別紙2参照】

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象としない。

※ 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先でも受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。（例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。）

②「通院介助（身体介護を伴う）」を算定する場合【別紙3参照】

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「通院介助（身体介護を伴う）」を算定する。

③「居宅における身体介護」を算定する場合【別紙4参照】

「通院介助（身体介護を伴う）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

(4) その他

病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

4 報酬基準

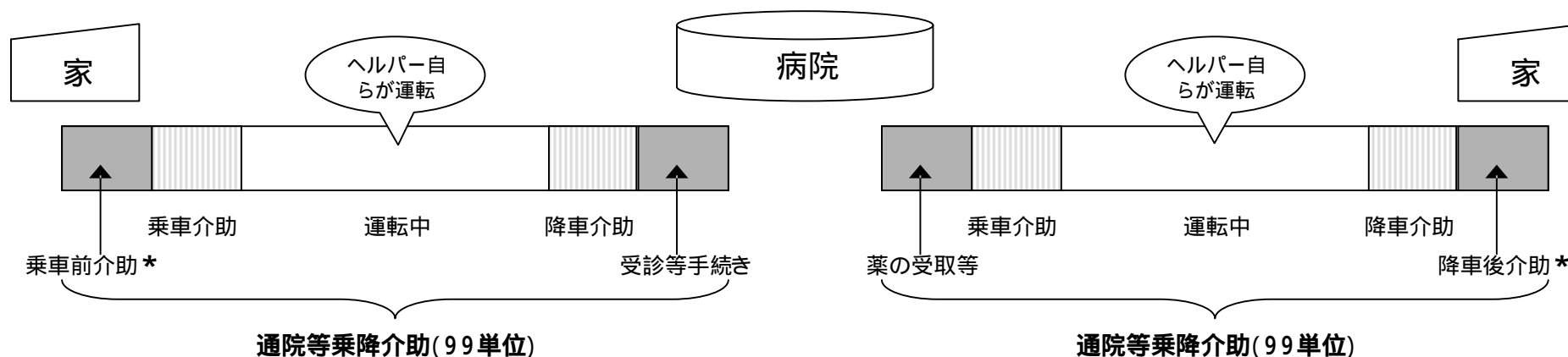
	居宅介護		
	身体介護	家事援助等	通院等乗降 介助
	①居宅における身体介護 ②通院介助（身体介護を伴う）	①家事援助 ②通院介助（身体介護を伴わない）	
～ 0.5	230単位	80単位	1回につき 99単位
～ 1.0	400単位	150単位	
～ 1.5	580単位	225単位	
～ 2.0	655単位	市町村が特に必要と認めた場合 30分ごとに70単位	
～ 2.5	730単位		
～ 3.0	805単位		
～ 3.5	市町村が特に必要と認めた場合、 30分ごとに70単位		

5 従業者の要件について

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員基礎研修修了者
- ③ 居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者
- ④ 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者
- ⑤ 支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者
- ⑥ 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者
- ⑦ 従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者

※ ④～⑦の者がサービス提供を行った場合には、「通院介助（身体介護を伴う場合）」は30%、「通院介助（身体介護を伴わない場合）」及び「通院等乗降介助」は10%の減算を行う。

【「通院等乗降介助」を算定する場合】



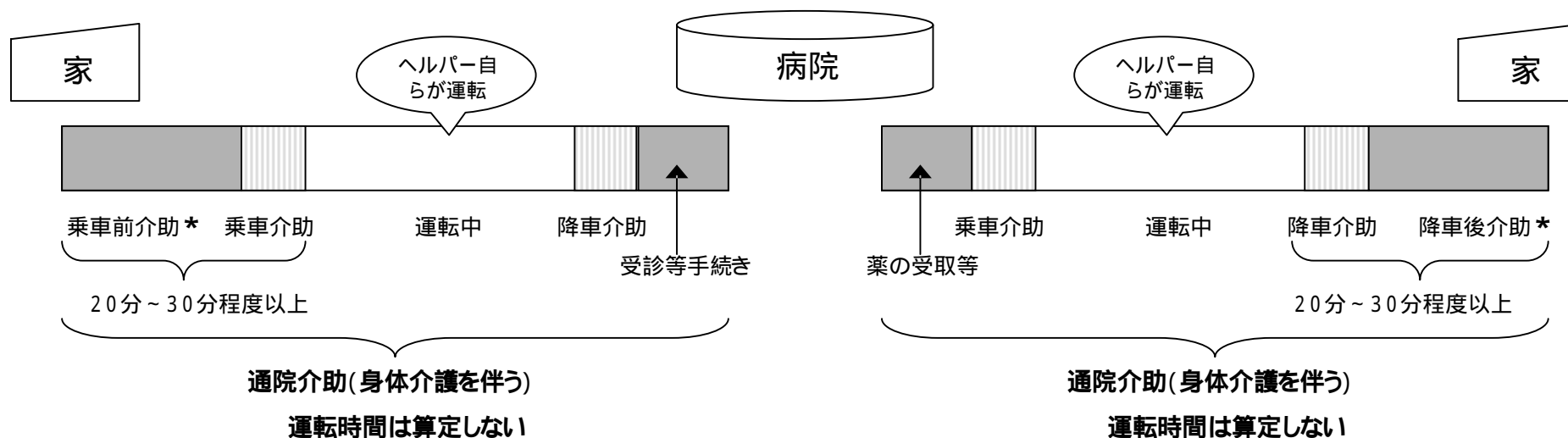
* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院等乗降介助」については、以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- 自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。
- 次のいずれかの介助等を行うこと。
 - ・乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助
 - ・通院先での受診等の手続き、移動等の介助

「通院介助(身体介護を伴う)」の対象者、「通院介助(身体介護を伴わない)」の対象者いずれも対象とする。

【「通院介助(身体介護を伴う)」を算定する場合】

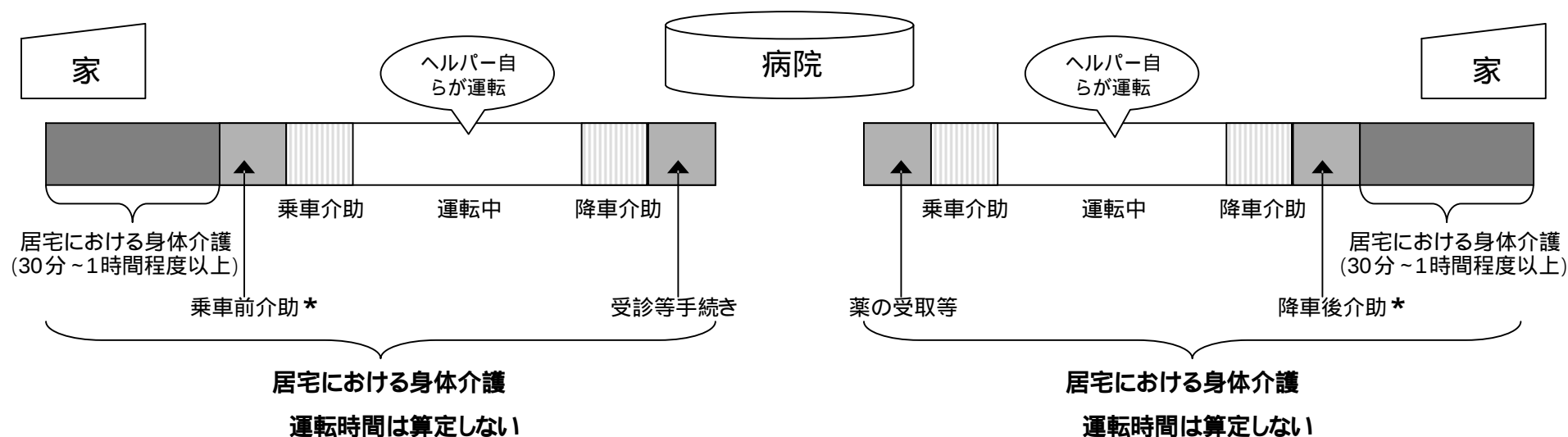


* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

通院のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には「通院介助(身体介護を伴う)」を算定する。

- 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合

【「居宅における身体介護」を算定する場合】



* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

「通院介助(身体介護を伴う)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

この取扱いを適用するに当たっては、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

「通院介助(身体介護を伴わない)」の対象者には適用しない。

あらかじめ、このような利用形態を想定したうえで、支給決定時にそれぞれの支給量を決める必要があることに留意。

障害者自立支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（１０月施行分）

・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）
 ・厚生労働大臣が定める者を定める件（平成18年3月31日厚生労働省告示第237号）

（東京都HPより）

サービス提供者 サービス種別		介護福祉士	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）							実務要件	その他	経過措置
			居宅介護 養成研修 （１～ ２級）	居宅介護 養成研修 （３級）	訪問介護 （１～ ２級）	訪問介護 （３級）	介護職員 基礎研修	行動援護 研修 （注１）	重度訪問 介護 （注２）			
居宅介護	身体介護・通院介護（身体介護を伴う場合）	○	○	３０％減算	○	３０％減算			重度訪問 の単価	３０％減算		
	家事援助・通院介護（身体介護を伴わない場合）	○	○	１０％減算	○	１０％減算			１０％減算	１０％減算		
	乗降介助	○	○	１０％減算	○	１０％減算	○		１０％減算	１０％減算	注５ １０％減算	
行動援護		○	○		○		○	○		注４		注６
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○		○			注７
重度障害者等包括支援		家族介護を不可・資格要件は設定しない。										

- （注１）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修過程を修了した者を含む。
- （注２）平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。居宅介護を行うことができるのは、区市町村がやむを得ないと認める場合
- （注３）「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者
- （注４）知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者
- （注５）平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、知的障害者外出介護従事者養成研修を修了した者
- （注６）当分の間、上記（注４）の実務経験期間「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける。
 ただし、「行動援護従事者養成研修受講」を要件とし、報酬額は30％の減算
- （注７）当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

【注意事項】

- ・平成18年8月24日までの厚生労働省の会議資料から作成
- ・今後、一部変更されることもあり得る。